

「四国中央市人権尊重のまちづくり条例」

を改正しました

(令和元年 12月 23日施行)

四国中央市は、2004年に「四国中央市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、すべての人の人権が尊重される明るい社会の実現に向けて、人権施策を推進しています。



▲人権のつどい



▲人権の花運動



▲街頭啓発活動

近年では社会構造の変化や価値観の多様化によって人権課題は、複雑多様化しており、特にインターネット上での差別情報の拡散や悪質な書き込みなど、新しい人権に関する課題が生じています。

また、2016年、国は個別の差別を解消することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」を施行しました。

このような人権を取り巻く状況が変化する中、複雑多様化する人権課題への対応を図るとともに、さらに充実した人権施策を推進するため、2019年12月、本条例の一部を改正し施行しています。

改正のポイント!!

複雑多様化する人権課題への対応と、更なる人権施策の推進

主な改正点		
改正	第1条（目的）	<ul style="list-style-type: none">・「日本国憲法」及び「差別解消の推進を目的とした法律」の理念に準ずることを明記しました・市、市民に加えて「事業者」の責務を規定しました
	第3条（市民及び事業者の責務）	<ul style="list-style-type: none">・事業者の責務を追加するとともに、市民及び事業者は、市が実施する人権施策に協力するよう努めることを追加しました
追加	第4条（教育及び啓発の充実）	<p>市が実施する人権施策の充実を図るため、次の3条を追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none">・市民、事業者の人権意識の高揚を図るため、必要な教育や啓発の充実に努めます・あらゆる人権問題に関する相談に応じるための体制の充実に努めます・人権施策に役立てるために、必要に応じて調査を行います
	第5条（相談体制の充実）	
	第6条（調査の実施）	

すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして

市民や事業者のみなさんには、これまで人権尊重のまちづくりにご理解・ご協力をいただきましたが、人権をめぐる状況の変化を踏まえ、市が実施する人権施策の推進に、一層のご理解とご協力をお願いします。